

第4 温風暖房機（条例第3条の3）

1 用語の定義

温風暖房機とは、燃烧室又は発熱体を有し、暖房を主目的とし温風を発生させるもので、燃烧ガス及び燃烧生成物が温風に混入しない構造の設備をいう。

2 条例等の運用

条例、条則及びガス機器基準書によるほか、その取り扱い及び運用については、次によること。

- (1) 第1項第2号の建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品から保たなければ風道の距離は、風道の種別、風道の径及び風道の周囲の区分に応じ、次式により求めた数値以上とすること。（第4-1図及び第4-1表参照）

$$L = D \times a$$



第4-1図

- ※ L：可燃物から保たなければならない距離
 D：風道の径（円形以外の風道にあつては、長辺の長さをいう。）
 a：常数で第4-1表に示す数値

第4-1表（aの数値）

| 風道の周囲の区分 風道の種別 | 上方 | 側方 | 下方 |
|-------------------|--------------|------|------|
| | 温風暖房機に付属する風道 | 0.70 | 0.55 |

- (2) 第2項の規定により準用することとなる条例第3条第1項第14号アで規定する「風道の炉に近接する部分」とは、温風暖房機本体の接続部分から、風道の長さが2m以内の範囲で、できる限り近い部分をいうものであること。なお、風道が2m未満のもの又は温風暖房機から5m以内の風道部分に、不燃区画のための防火ダンパーが設けられている場合は、防火ダンパーを設けないことができること。
- (3) 第2項に規定する準用規定は、第2炉及び共通事項を準用すること。
- (4) 浴室に設ける天井組込み形衣類乾燥・暖房等用電気機器については、条例第3条の3の温風暖房機として取り扱うものとする。